

新	旧
<p>世田谷区環境美化等に関する条例 平成9年10月3日条例第49号</p>	<p>世田谷区環境美化等に関する条例 平成9年10月3日条例第49号</p>
<p>第1条 (省略) (定義)</p>	<p>第1条 (省略) (定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ~ (2) (省略) (3) 公共の場所等 道路、公園、河川その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)及び他人の所有し、占有し、又は管理する土地、建築物又は工作物をいう。 (4) ~ (12) (省略)</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ~ (2) (省略) (3) 公共の場所等 道路、公園、河川その他の公共の場所及び他人の所有し、占有し、又は管理する土地、建築物又は工作物をいう。 (4) ~ (12) (省略)</p>
<p>第3条 ~ 第4条 (省略) (事業者の責務)</p>	<p>第3条 ~ 第4条 (省略) (事業者の責務)</p>
<p>第5条 事業者は、事業活動に際して、法令等の手続に従った立看板等(立看板、はり紙その他これらに類するものをいう。)の設置その他の行為で、まちの環境美化に影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、まちの環境美化に配慮するとともに、事業所周辺の環境美化の推進に努めなければならない。</p>	<p>第5条 事業者は、事業活動に際して、法令等の手続に従った立看板等(立看板、はり紙その他これらに類するものをいう。)の設置その他の行為で、まちの環境美化に影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、まちの環境美化に配慮するとともに、事業所周辺の環境美化の推進に努めなければならない。</p>
<p>2 事業者は、公共の場所にいる区民等に対し喫煙による迷惑行為が行われることのないよう、事業者の所有し、又は占有する敷地(指定喫煙場所を除く。)内において、灰皿の撤去又は移設その他の環境の整備に努めなければならない。</p>	
<p>3 空き缶等の散乱の原因となる物の製造、加工、販売等を行う事業者(以下「販売事業者等」という。)は、空き缶等の散乱を防止するため、消費者への意識啓発及び回収容器の設置に努めなければならない。</p>	<p>2 空き缶等の散乱の原因となる物の製造、加工、販売等を行う事業者(以下「販売事業者等」という。)は、空き缶等の散乱を防止するため、消費者への意識啓発及び回収容器の設置に努めなければならない。</p>

新	旧
<p>4 事業者は、まちの環境美化等に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>第6条（省略） （喫煙者の責務）</p> <p>第6条の2 何人も、屋外において喫煙する場合は、公共の場所にいる区民等に対し喫煙による迷惑行為を行わないよう配慮しなければならない。</p>	<p>3 事業者は、まちの環境美化等に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>第6条（省略） （喫煙者の責務）</p>
<p>2 何人も、屋外の公共の場所及び公開空地（日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地をいう。）において、歩行中（自転車乗車中を含む。）に喫煙をしないよう努めなければならない。</p>	<p>第6条の2 何人も、道路、公園、河川その他の公共の場所において、歩行中（自転車乗車中を含む。）に喫煙をしないよう努めなければならない。</p> <p>（路上禁煙地区）</p> <p>第6条の3 区長は、道路上での喫煙により引き起こされる危険及び迷惑を防止する必要がある、かつ、まちの環境美化を図る必要があると認める地区を、路上禁煙地区として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。</p> <p>3 区長は、路上禁煙地区を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、当該路上禁煙地区の区民等の意見を聴くものとする。</p> <p>4 区長は、路上禁煙地区を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、規則で定める事項を告示するものとする。</p>
<p>（指定喫煙場所の設置等）</p> <p>第6条の3 区長は、指定喫煙場所を設置する場合は、公共の場所等にいる区民等に対し喫煙による迷惑行為が行われることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 区長は、区長以外の者により設置された喫煙場所について、当該喫煙場所が前項の措置と同様の措置が講じられていると認める場合は、当該喫煙場所を指定喫煙場所として指定することができる。</p>	<p>（指定喫煙場所の設置等）</p> <p>第6条の4 区長は、指定喫煙場所を設置する場合は、公共の場所等にいる区民等に対し喫煙による迷惑行為が行われることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 区長は、区長以外の者により設置された喫煙場所について、当該喫煙場所が前項の措置と同様の措置が講じられていると認める場合は、当該喫煙場所を指定喫煙場所として指定することができる。</p>

新	旧
<p>(禁止行為)</p> <p>第7条 何人も、みだりに公共の場所等に空き缶等及び吸い殻等を捨ててはならない。</p> <p>2 何人も、<u>道路及び公園(指定喫煙場所を除く。)</u>においては、喫煙をしてはならない。</p> <p>3 何人も、落書き(公共の場所等に設置される工作物等をみだりに塗料、墨等により汚損することをいう。)をしてはならない。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第7条 何人も、みだりに公共の場所等に空き缶等及び吸い殻等を捨ててはならない。</p> <p>2 何人も、<u>路上禁煙地区</u>においては、<u>道路上</u>で喫煙をしてはならない。</p> <p>3 何人も、落書き(公共の場所等に設置される工作物等をみだりに塗料、墨等により汚損することをいう。)をしてはならない。</p> <p>(以下省略)</p>